

水産科学館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

水産科学館条例の一部を改正する条例

水産科学館条例（昭和61年岩手県条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第5条関係）				別表（第5条関係）			
普通利用料金の上限額			特別利用料金の上限額 特別な資料を展示した場合において、その資料を観覧しようとする者 <u>1,110円</u>	普通利用料金の上限額			特別利用料金の上限額 特別な資料を展示した場合において、その資料を観覧しようとする者 <u>1,140円</u>
区 分	個 人	20人以上の団体		区 分	個 人	20人以上の団体	
[略]				[略]			
一般	<u>450円</u>	[略]		一般	<u>460円</u>	[略]	
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。